

被保険者証の個人カード化について（案）

1. 保健医療分野における情報化とカードの役割について

- (1) これまでの保健医療分野における情報化は、健康管理等を目的として、個々人がICカード等を所持し、カードに情報を蓄積・活用することが期待されてきた。
- しかし、個々人で活用することは自ずから限界があること等から必ずしも期待どおりの成果や進展が得られていない状況である。
- (2) 医療機関等の電算化や情報化が進んだ今日では、むしろ医療機関等をコアとして関係者がネットワークを介して情報を共有することが可能となってきたおり、こうしたネットワークシステムの構築が情報化の方向性となっている。
- (3) すなわち電子カルテシステムを出発点とする医療情報のネットワークでは、①医療機関内や医療機関間のチーム医療の推進、②医療機関経営の効率化などが期待されている。
- (4) こうした医療情報のネットワークにおけるカードの役割としては、情報を蓄積するものではなく、パスワードに代わるものとして、ネットワークへ参加するためのキーである。
- したがって、被保険者証を個人化すれば、患者IDの認証に活用し得るものとなる。
- (5) また、医療提供システムの中で、個人化、ID化された被保険者証は、診療券の別途発行の手間を省き、カルテ検索、会計処理等の効率化が図られることが考えられる。
- (6) ただ、現時点においては、こうした保健医療分野における情報化の進展にはなお課題もあり、こうした中で被保険者証を患者IDとして活用することについても、引き続き検討していく必要がある。

2. 医療保険制度の効率的運用とカードの役割について

現在、支払基金の年間再審査請求件数（1,700万件）の中で、約430万件は資格の齟齬によるものであるが、

- (1) 被保険者証を個人化・ICカード化し、基本情報（ID情報）を収録するとともに、
 - (2) 保険者サイドにおいて資格確認システムを構築し、
 - (3) 更には医療機関にカードリーダを設置して、医療機関からの呼び出しによって、資格確認が行われるようになれば、
(保険者)
 - ・保険医療機関での資格喪失後の受診やレセプトへの誤記、転記誤りがなくなることにより、レセプトの返戻・照会事務が効率化される。**(保険医療機関)**
 - ・診療を行う際に資格確認ができることにより、資格喪失後受診等が防止され、また、ICカードに収録された被保険者情報等により自動的にカルテ、レセプト（資格関係欄の頭書き）を作成することにより、レセプトの誤記、転記ミスが解消され、返戻・照会等の事務が効率化される。
- というメリットがある。

3. カード化の方向

(1) 保健医療分野や医療保険制度の情報化の流れの中で、今後、ICカード化を進めていくことは、ひとつの方向性として検討しなければならない課題である。

(2) ただ、現時点においては、大規模な保険者にはメリットが考えられるものの、多くの保険者には費用負担の問題に加え、それぞれ固有の問題もあり、すべての保険者が一律にICカード化を進めることは困難である。

注1) 現行の保険者による資格確認は、一般にレセプトの記号番号をパンチ入力により電算化し、資格記録と機械上で突合することにより実施している。

健保組合や国保においては、附加給付の計算、医療費通知等を行うため、記号番号の他に約20項目にわたりパンチ入力していることから、資格確認システムによる財政効果は殆ど見込めず、設備投資がそのまま持ち出しどとなる。

注2) 国保のICカード化については、滞納者が多く、資格の得喪も多数ある中で、被保険者証の有効期限を他の保険制度に比べ短くしているため、かえってコストや事務負担が増加する。

一方、個人カード化については強い社会的要請もあることから、まず、早期に個人カード化ができるような制度的枠組みを整えることとし、IC

カードにより高機能化するか否かは保険者の判断に委ねることが最も適切と考えられる。

(3) 今回、こうした考え方方に立ち、所要の省令改正を行い、現在の世帯単位に交付している被保険者証を原則個人カード様式とし、平成13年4月1日から被保険者証の更新時期等も考慮し、順次カード化を進めることとしている。

なお、保健医療分野における情報化との関連については引き続き検討することとする。

(参考) 想定されるカードへの情報収録と課題等について

情報の種類 (八代市の実験=●)	情 報 の 所 在	想定される記録・管理者	課 題 等
○被保険者情報 ・交付年月日、被保険者証記号・番号、資格取得年月日 ・被保険者(被扶養者) ・性別 ・事業所名称、所在地 ・保険者番号・名称、所在地	● ○被保険者 ○保険者	○保険者	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者証としての基本情報であり、個人識別のIDとなる。 ○したがって、今後、保健医療分野の情報化が進む中で、電子カルテ等と連動した患者ID機能として期待できる。 ○また、医療保険制度においては被保険者資格確認シードカードのキーとしての活用が期待できる。 ○認証システムのながら、医療機関のすべてが電算化していくことから、こうした情報についてはカード表面への記載が必要となる。 ○また、保健医療分野の情報化との関連についても、今後引き続き検討する必要がある。
○救急情報 ・緊急連絡先 (住所、電話番号) ・血液型	● ● ●	○被保険者(医療機関) ○保険者	<ul style="list-style-type: none"> ○住所や勤務先(事業所名)は、カード表面に記載される。 ○血液型は、極めて短時間で確認できることから収録する意義も小さく、また、親子関係等プライバシー問題にも関わる。
○診療情報 ・診療機関名 ・傷病名 ・診療内容 等	●	○保険医療機関 ○保険薬局	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療の情報化、いわゆる診療情報のネットワーク化の流れの中で、カードへの収録事項として、本人が所持することが適当か、あるいはネットワークへのアクセスのキーとすることが適當か。 ○知られたくない病名の告知問題を含めたプライバシーの保護対策が必要となる。 <p>(保険医療機関等)</p>
○薬歴情報 ・処方年月日、処方実施機関、薬品名、数量、投薬日数、指導事項 ・薬剤副作用歴 ・アレルギー歴	● ● ● ●	○保険医療機関 ○保険薬局 ○被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ○情報を取りつたり、収録するための機器(ライダ・ライター)の設置が必要となる。

情報の種類 (八代市の実験=●)	情 報 の 所 在	管 理	課 題 等
○健診情報 ・健診区分 (政管・組合・国保) ・健診実施機関名 ・健診年月日 ・健診結果 ・一般検査 ・血液学的検査 ・所見等 ・事後指導情報 ・指導者名 ・指導年月日 ・指導内容	○健診実施機関	○被保険者 ○健診実施機関 ○保険者	○毎回の健診情報について、本人が常時所持することが適当か、あるいは健診実施機関において蓄積し、これへのアクセスのキーとなることが適当か。
○健康体力情報等 ・身長、体重、血圧、等 ・指標年月日 ・指標内容	○被保険者	○被保険者 ○保険者	○常時変動する情報をあって、個人が自らの健康管理の中で管理するものであり、あえて収録情報とする意義があるかどうか。
○診察券機能 ・診療機関コード ・患者コード	○保険医療機関	○保険医療機関	○保健医療分野における情報化についての検討の中での、こうした患者ID機能の活用についても検討する必要がある。